

# 官報 号外

平成六年四月二十七日

## ○第百二十九回 衆議院會議録 第十六号

平成六年四月二十七日(水曜日)

平成六年四月二十七日  
午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件  
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律  
案(農林水産委員長提出)

午後一時二分開議  
○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○井奥貞雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

農林水産委員長提出、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(土井たか子君) 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長 竹内猛さん。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内猛君登壇〕

○竹内猛君 たいま議題となりました農林水産委員長提出、保安林整備臨時措置法の一部を改正

する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

本案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化に対処し、保安林整備の緊急かつ計画的推進が緊要であることにかんがみ、本法の有効期間を平成十六年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、本四月二十七日農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時六分散會

○朗読を省略した議長の報告

(内閣総理大臣指名通知)  
一、去る二十五日、本院は、衆議院議員羽田孜君を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十五日、原参議院議長から土井議長あて、参議院は衆議院議員羽田孜君を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。  
(内閣総理大臣指名義上及び通知)  
一、去る二十五日、国会は、衆議院議員羽田孜君

を内閣総理大臣に指名したことを義上し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)  
一、昨二十六日、内閣から次の報告書を受領した。  
平成五年度第三・四半期における予算使用の状況

(理事辞任)  
一、去る二十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事の辞任を許可した。

理事  
山下八洲夫君 築瀬 進君

(理事選任)  
一、去る二十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事を指名した。

理事  
阿部 昭吾君 青山 丘君

(理事補欠選任)  
一、昨二十六日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 谷津 義男君(理事鈴木宗男君昨二十  
六日委員辞任につきその補欠)  
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員  
辞任 補欠  
柿澤 弘治君 山本 拓君

決算委員  
辞任 補欠  
山本 拓君 柿澤 弘治君

議院運営委員  
辞任 補欠  
山口 俊一君 浜田 靖一君  
浜田 靖一君 山口 俊一君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成六年四月二十七日 衆議院會議録第十六号 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

地方行政委員

古屋 圭司君

補欠

越智 通雄君

文教委員

古屋 圭司君

補欠

三原 朝彦君

三原 朝彦君

商工委員

中川 秀直君

補欠

藤尾 正行君

運輸委員

森 喜朗君

補欠

芳備委員

金田 英行君

補欠

三原 朝彦君

玄葉光一郎君

補欠

玄葉光一郎君

三原 朝彦君

予算委員

越智 通雄君

補欠

中川 秀直君

議院運営委員

鈴木 宗男君

補欠

谷津 義男君

提出者

農林水産委員長 竹内 猛

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成六年四月二十七日

提出者

農林水産委員長 竹内 猛

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公布の日から起算して四十年を経過した日に」を「平成十六年三月三十一日限り」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月三十日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

理由

保安林整備計画の実施の状況及び最近における山地災害の発生状況等保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長して保安林の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成六年度において約二億円の見込みである。

昨二十六日は、会議を開くに至らなかつたので、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第八号

平成六年四月二十六日

午後一時開議

一 國務大臣の演説

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 03 (3587) 4294  
定価 本号一部  
送料 〇三〇四  
印刷 〇三〇四